



信金中央金庫

SCB SHINKIN CENTRAL BANK

地域・中小企業研究所

ニュース&トピックス No. 2022-100

(2022. 12. 12)

〒103-0028 東京都中央区八重洲1-3-7 TEL. 03-5202-7671 FAX. 03-3278-7048  
URL <https://www.scbri.jp> e-mail : [s1000790@FaceToFace.ne.jp](mailto:s1000790@FaceToFace.ne.jp)

## 令和4年版犯罪収益移転危険度調査書（NRA）の要点について

わらしな  
藁品 和寿

### ポイント

- 犯罪収益移転危険度調査書（NRA）は、国家公安委員会が、2015年から毎年、公表している。なお、令和4年版は、2022年12月1日に公表された。
- 本稿では、「犯罪収益移転危険度調査書（令和4年版）概要版」の目次に沿って、令和3年版からの主な変更点（数値の書換え等は除く）に下線を示しながらコメントをした。

### 1. 犯罪収益移転危険度調査書（NRA）の意義

犯罪収益移転危険度調査書（以下、「NRA」という。）は、国家公安委員会が、2015年から毎年、公表している<sup>1</sup>。金融庁が2022年8月に公表した「マネロン・テロ資金供与対策ガイドラインに関するよくある質問（FAQ）」（以下、「FAQ」という。）の「定義集（11頁）」によると、NRAは、「犯罪による収益の移転に係る情報や疑わしい取引に関する情報を集約、整理及び分析する立場にある国家公安委員会が、特定事業者<sup>2</sup>を監督する行政庁から、各特定事業者が取り扱う商品・サービスの特性やマネー・ローンダリング等への対策の状況等に関する情報等を得た上、その保有する情報や専門的知見をいかし作成・公表するもの」とされている。

なお、金融庁が2021年11月に公表した「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン（以下、「ガイドライン」という。）」の「Ⅱ-2（1）「リスクの特定」」において、金融機関等がリスクの特定を行うに際して、リスクの検証において、各業態が共通で参照すべき分析と、各業態それぞれの特徴に応じた業態別の分析の双方を十分に踏まえることの重要性が明記されている。このうち、NRAは、「各業態が共通で参照すべき分析」にあたって参照するべきものとして位置付けられている。

### 2. 令和4年版NRAの要点

令和4年版NRAは、2022年12月1日に公表された。令和3年版との主な変更点は、**図表1**のとおりである。なお、NRAの目次に大きな変更はなく、一部の表現が追記・修正されるに留まっている。具体的には、「第2 我が国の環境 社会的環境」の主な記載事項に「外国人入国者数等」が追記されたこと、「第6 危険度の低い取引 危険度を低下させる要因 危険度の低い取引」の主な記載にある「（…国又は地方公共団体を顧客等とする取引等）」が「…顧客等が国又は地方公共団体等」

<sup>1</sup> 警察庁 刑事局 組織犯罪対策部 組織犯罪対策第一課 犯罪収益移転防止対策室ホームページ(<https://www.npa.go.jp/sosikihanzai/jafic/nenzihokoku/nenzihokoku.htm>)を参照。

<sup>2</sup> 犯収法において、顧客と一定の取引を行うに際して、取引時確認等、確認記録の作成義務等、取引記録等の作成義務等、疑わしい取引の届出等、外国所在為替取引業者との契約締結の際の確認、外国為替取引に係る通知義務および取引時確認等を的確に行うための措置が必要になる等、一定の法令上の義務が課されている対象事業者のこと。なお、主な対象事業者は、預金取扱金融機関、保険会社、金融商品取引業者・商品先物取引業者、信託会社、貸金業者、資金移動業者、仮想通貨交換業者、両替業者、ファイナンスリース事業者、クレジットカード事業者、宅地建物取引業者、宝石・貴金属等取扱事業者、郵便物受取サービス業者、電話受付代行業者、電話転送サービス事業者、弁護士、会計士等である。

に修正されたことの2点である。とりわけ、前者は、新型コロナウイルス対策に関する水際対策緩和を受けた追記であろう。

(図表1)令和3年版との主な変更点

旧 (令和3年調査書) 169頁	新 (令和4年調査書) 143頁
はじめに 1 経緯 2 目的 3 概要 4 近年の情勢変化を踏まえた主な変更点	はじめに 1 経緯 2 目的 3 概要 4 近年の情勢変化を踏まえた主な変更点
第1 危険度調査の方法等 1 FATFガイドンス 2 本危険度調査 【コラム】FATF第4次対日相互審査における指摘について	第1 危険度調査の方法等 1 FATFガイドンス 2 本危険度調査
第2 我が国の環境 1 地理的環境 2 社会的環境 3 経済的環境 4 犯罪情勢等	第2 我が国の環境 1 地理的環境 2 社会的環境 3 経済的環境 4 犯罪情勢等 ←サイバー犯罪の脅威に関する記載充実
第3 マネー・ローンダリング事犯等の分析 1 主体 【コラム】我が国における外国人の入国・在留の状況 来日外国人犯罪をめぐる昨今の情勢等 2 手口 3 疑わしい取引の届出 【コラム】疑わしい取引の届出を端緒として検挙した 事件例	第3 マネー・ローンダリング事犯等の分析 1 主体 【コラム】来日外国人犯罪をめぐる昨今の情勢等 2 手口 ↓FATFレポートや国内事例等を記載 【コラム】環境犯罪に関連するマネー・ローンダリング 3 疑わしい取引の届出 ↓警察以外の捜査機関等からの情報を記載 【コラム】疑わしい取引の届出を端緒として検挙した事件例
第4 取引形態、国・地域及び顧客属性の危険度 1 取引形態と危険度 【コラム】野生動物の違法取引 2 国・地域と危険度 3 顧客の属性と危険度	第4 取引形態、国・地域及び顧客属性の危険度 1 取引形態と危険度 ←外国との取引が悪用された手口等を整理・更新 2 国・地域と危険度 3 顧客の属性と危険度 ←法人の制度上の脆弱性等のリスクを記載 【コラム】非営利団体のテロ資金供与への悪用リスク ↑NPOを所管する行政庁によるリスク評価結果等を記載
第5 商品・サービスの危険度 1 危険性の認められる主な商品・サービス 【コラム】暗号資産に関するFATFレポート 2 利用実態等を注視すべき新たな技術を活用した商品・サービス	第5 商品・サービスの危険度 1 危険性の認められる主な商品・サービス ←所管行政庁の新たなリスク認識を記載 【コラム】銀行等による取引モニタリング等の共同化 ↑資金決済法等の改正を踏まえて記載 【コラム】暗号資産をめぐる国際的動向等について ↑FATFレポート等から国際情勢を記載 【コラム】電子決済手段等（いわゆるステーブルコインと呼ばれるものの一 部）及び高額電子移転可能型前払式支払手段への対応 ↑資金決済法等の改正を踏まえて記載
第6 危険度の低い取引 1 危険度を低下させる要因 2 危険度の低い取引	第6 危険度の低い取引 1 危険度を低下させる要因 2 危険度の低い取引の種別
今後の取組	今後の取組

(出所)「犯罪収益移転危険度調査書(令和4年)概要版」①

以下では、「犯罪収益移転危険度調査書(令和4年版)概要版」の目次に沿って、その内容を一部抜粋し、令和3年版からの主な変更点(数値の書換え等は除く)に下線を示しながらコメントをする。

(1) わが国の環境

「社会的環境」では、新型コロナウイルス感染拡大防止のための水際対策の緩和を受けた「来日外国人」についての記述、および「在留外国人」の記述が追加された。

「犯罪情勢等」では、「ランサムウェア」の記述が追加されるとともに、「サイバー攻撃」の記述が拡充された。なお、サイバー攻撃について、金融庁は、ホームページ上で注意喚起を行っている<sup>3</sup>。

環境	調査・分析結果
社会的環境	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和3年の外国人入国者数は約35万人で、<u>新型コロナウイルス感染拡大防止のための水際対策が開始された令和2年2月以降、大幅な減少に転じ、前年に比べ91.8%減少している。</u></li> <li>令和3年末現在の在留外国人数は約276万人であり、前年末と比べ4.4%減少している。国籍・地域別の在留外国人数をみると、中国が最も多く全体の</li> </ul>

<sup>3</sup> 2022年1月17日公表の「金融機関のマネロン等対策を騙ったフィッシングメールにご注意ください」、同年9月22日公表の「インターネットバンキングによる預金の不正送金事案が多発しています。」等を参照。

本レポートは、情報提供のみを目的とした上記時点における当研究所の意見です。施策実施等に関する最終決定は、ご自身の判断でなさるようお願いいたします。また、当研究所が信頼できると考える情報源から得た各種データ等に基づいて、この資料は作成されていますが、その情報の正確性および完全性について当研究所が保証するものではありません。

26.0%を占め、次いでベトナム、韓国の順になっている。

### 犯罪情勢等

- ・ 令和3年中に警察庁に報告された国内のランサムウェアによる被害件数は146件と、前年以降、右肩上がり増加しており、その被害は、企業・団体等の規模やその業種等を問わず、広範に及んでいる。
- ・ サイバー犯罪については、令和3年中の検挙件数は過去最多となった。サイバー攻撃により情報が窃盗される事案も引き続き多発しているほか、警察庁が国内で検知した、サイバー空間における探索行為等とみられるアクセスの件数も増加の一途をたどっているなど、我が国のサイバー空間における脅威は極めて深刻な情勢が続いている。

## (2) マネー・ローンダリング事犯等の分析（主体）

「来日外国人犯罪グループ」について、「中国人グループ」の事犯内容の記述が具体化、かつ拡充された。

主体	調査・分析結果
来日外国人犯罪グループ	・ <u>来日外国人による組織的な犯罪の実態として、中国人グループによる不正に入手したクレジットカード情報を利用して名義人になりすまして商品を窃取した上で、処分役等に転送するなどの事犯、ベトナム人グループによる万引き事犯、ナイジェリア人グループによる国際的な詐欺事犯等に関連したマネー・ローンダリング事犯等の事例がみられる。</u>

## (3) マネー・ローンダリング事犯等の分析（手口）

「窃盗」の「事例」では、「フリーマーケットアプリ」および「ベトナム人グループ」の記述が追加された。

「詐欺」の「事例」では、「公的給付金を対象とした詐欺」の記述が拡充されるとともに、「架空名義の口座」の記述が追加された。

「電子計算機使用詐欺」の「犯行形態・犯罪収益」では、犯行形態が複雑化していることが記述されるとともに、被害額が明記された。また、「事例」では、「中国に存在する犯罪組織」の記述が拡充されるとともに、「電子マネー決済アプリ」の記述が追加された。

「出資法／貸金業法違反」の「事例」では、「手形・小切手の振り出し」および「返済金の振込入金」の記述が追加された。

「入管法違反」の「事例」では、「不法在留する外国人を労働者として紹介した報酬」の記述が追加された。

「風営適正化法／売春防止法違反」の「犯行形態・犯罪収益」では、犯罪収益の金額が明記された。また、「事例」では、「無許可の社交飲食店の飲食代金」の記述が追加された。

「薬物事犯」の「犯行形態・犯罪収益」では、「海外の薬物犯罪組織」および「麻薬特例法に基づく起訴前の没収保全命令」の記述が追加された。また、「事例」では、「大麻等の密売により得られた犯罪収益」の記述が追加されている。

前提犯罪	調査・分析結果	
窃盗	事例	・ <u>窃盗で得た物品を、フリーマーケットアプリで他人名義のアカウントを利用して売却し、売却代金を他人名義の口座に振込入金させるもの</u>

本レポートは、情報提供のみを目的とした上記時点における当研究所の意見です。施策実施等に関する最終決定は、ご自身の判断でなさるようお願いいたします。また、当研究所が信頼できると考える情報源から得た各種データ等に基づいて、この資料は作成されておりますが、その情報の正確性および完全性について当研究所が保証するものではありません。

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>ベトナム人グループ等が、窃取した化粧品等を処分役等に発送する際、送り状に記載する品名や依頼主を偽って発送するもの</u></li> </ul>
詐欺	事例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>特殊詐欺や公的給付金を対象とした詐欺の収益の振込先にするために実態のない法人を設立して法人名義の口座を開設して悪用するもの</u></li> <li>・<u>詐欺の収益の振込先にするために、架空名義の口座を開設して悪用するもの</u></li> </ul>
電子計算機 使用詐欺	犯行形態 犯罪収益	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>電子計算機使用詐欺には、犯人が、不正な手段で入手した他人のキャッシュカードを用いてATMを操作し、又は、インターネットバンキングを利用するためのID・パスワード等を使って金融機関が管理する業務システムに対して不正アクセスを行い、他人名義の口座から犯人が管理する口座に振込を行う不正送金事犯がある。</u></li> <li>・<u>令和3年中におけるインターネットバンキングに係る不正送金事犯による被害額は、約8億2,000万円であった。</u></li> </ul>
	事例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>中国に存在する犯罪組織がインターネットバンキングを利用するための他人のID・パスワード等を用いて、日本の金融機関に不正アクセスを行い、犯人が管理する他人名義口座に不正送金させて中国人犯罪グループによって引き出すもの</u></li> <li>・<u>不正に入手したスマートフォンにインストールされていた電子マネー決済アプリを不正利用し、本人になりすまして同アカウントに紐付けられた銀行口座から電子マネーをチャージするもの</u></li> </ul>
出資法/ 貸金業法違反	事例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>貸付けに際して借受人に手形・小切手を振り出させ、返済が滞った際に当該手形・小切手を金融機関に持ち込み、他人名義の口座に入金させるもの</u></li> <li>・<u>借受人の口座に別の債務者からの返済金を振込入金させ、その全部又は一部を更に別の債務者へ貸付金として送金させるもの</u></li> </ul>
入管法違反	事例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>不法在留する外国人を労働者として紹介した報酬を、架空の賃貸住宅契約に基づく家賃収益と装って受領するもの</u></li> </ul>
風営適正化法/ 売春防止法違反	犯行形態 犯罪収益	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>令和3年中には、風営適正化法違反事件に関し、売上金である預金債権合計約1,100万円について、没収判決がなされた事例がある。</u></li> </ul>
	事例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>無許可の社交飲食店の飲食代金を被疑者が経営する別の飲食店に設置されたクレジットカード決済端末で精算させ、その売上金を受領するもの</u></li> </ul>
薬物事犯	犯行形態 犯罪収益	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>海外の薬物犯罪組織については、特に中国系、メキシコ系及び西アフリカ系の薬物犯罪組織の存在感が依然として大きく、薬</u></li> </ul>

本レポートは、情報提供のみを目的とした上記時点における当研究所の意見です。施策実施等に関する最終決定は、ご自身の判断でなさるようお願いいたします。また、当研究所が信頼できると考える情報源から得た各種データ等に基づいて、この資料は作成されておりますが、その情報の正確性および完全性について当研究所が保証するものではありません。

	<p>物事犯は国外の犯罪組織にとっても有力な資金源となっているとうかがわれる。</p> <p>・令和3年中には、麻薬特例法に基づく起訴前の没収保全命令の発出件数は24件であり、総額約3,270万円の金銭債権がその対象となっている。また、過去の麻薬特例法に基づく起訴前の没収保全命令の対象には、自動車、土地、建物等も含まれ、現金等で得た犯罪収益が、その形態を変えている実態が認められる。</p>
事例	<p>・大麻等の密売により得られた犯罪収益と知りながら、口座に振込入金させ、ATMを利用して現金化するもの</p>

#### (4) マネー・ローンダリング事犯等の分析（疑わしい取引の届出）

「都道府県警察において疑わしい取引の届出を端緒として検挙した事件例」において、「商標法違反事件」、「金融商品取引法違反事件」、「売春防止法違反事件」が新たに追加された。また、「都道府県警察以外の捜査機関等が疑わしい取引の届出を活用した事件例等」の項目が新設されている。

#### (5) 取引形態、国・地域及び顧客属性の危険度

「取引形態と危険度」における「非対面取引」、「現金取引」、「外国との取引」のそれぞれについて、「危険度の評価」に加えて、「事例」の欄が新設された。

「非対面取引」の「事例」では、「新型コロナウイルス感染症に関連した給付金詐欺」および「暗号資産」の記述が追加された。

「現金取引」の「事例」では、「現金取引」の悪用に関する記述が追加された。

「外国との取引」の「事例」は、紙幅が大きく割かれ、「正規の貿易を装ったマネー・ローンダリング事件」や「地下銀行事案」等の記述が追加された。

「顧客の属性と危険度」における「法人（実質的支配者が不透明な法人等）」の危険度評価では、法人との取引の危険性が強調されるとともに、既存の株式会社や新設の持分会社の悪用の危険性が追加されている。

形態		危険度の評価
非対面取引	事例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>新型コロナウイルス感染症に関連した給付金詐欺により得た犯罪収益を銀行口座に振り込ませた上で、インターネットを通じた非対面取引により、別の他人名義の口座に送金した。</u></li> <li>・ <u>詐欺により得た犯罪収益を、インターネットを通じた非対面取引により、暗号資産取引用口座に送金した上で、暗号資産を購入した。</u></li> </ul>
現金取引	事例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>窃盗や詐欺等により得られた物品を売却して現金化する</u></li> <li>・ <u>架空・他人名義の口座に犯罪収益を振り込ませ、最終的にATMにおいて現金で出金する</u></li> <li>・ <u>犯罪組織等が、犯罪収益を現金で收受する</u></li> <li>・ <u>外国で敢行された詐欺の犯罪収益を我が国の金融機関に送金する国際的なマネー・ローンダリング事犯において、国際犯罪組織が取引の正当性を仮装し、一度に多額の現金を引き出す</u></li> </ul>

本レポートは、情報提供のみを目的とした上記時点における当研究所の意見です。施策実施等に関する最終決定は、ご自身の判断でなさるようお願いいたします。また、当研究所が信頼できると考える情報源から得た各種データ等に基づいて、この資料は作成されておりますが、その情報の正確性および完全性について当研究所が保証するものではありません。

		<p>など、現金取引によりその後の資金の追跡が困難となる実態がみられるほか、特定事業者が提供する商品・サービスの脆弱性に加え、現金の流動性、匿名性等がマネー・ローンダリング等に悪用されている実態が認められる。</p>
外国との取引	事例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>国内外の金融機関等を悪用（外国送金等）するもの、正規の貿易（物品の輸出入等）を装うもの、実際に資金移動をすることなく、国内外への送金・支払を請け負うもの、キャッシュ・クーリエによるもの等が認められる。</u></li> <li>・ <u>具体的な手口の特徴をみると、海外で行われた詐欺の犯罪収益を正当な資金のように見せ掛け、真の資金の出所や資金の実態を隠匿しようとするマネー・ローンダリング事件では、</u> <ul style="list-style-type: none"> <li>● <u>1回の送金額が1億円を超えることもあるなど高額であること。</u></li> <li>● <u>受取人と送金人で送金の理由が異なること。</u></li> <li>● <u>送金を受けた額のほぼ全額を現金で引き出すこと。</u></li> <li>● <u>送金元から後日組戻し依頼がなされること。</u></li> </ul> </li> </ul> <p><u>等の特徴が認められる。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>さらに、正規の貿易を装ったマネー・ローンダリング事件や地下銀行事案では、</u> <ul style="list-style-type: none"> <li>● <u>内容虚偽の書面を準備した上で、事実と異なる輸出許可を得て国外輸出する</u></li> <li>● <u>外国で需要が高い物品（自動車、重機等）を正規の貿易を装って輸出して、現地で換金し、実質的に外国へ送金する</u></li> </ul> </li> </ul> <p><u>などがあり、現金から物、さらに物から現金へと犯罪収益の形態を転換させるなどの特徴が認められる。</u></p>

属性	危険度の評価
<p><b>法人</b> (実質的支配者が不透明な法人等)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>法人は、その財産に対する権利・支配関係を複雑にすることができ、法人の実質的な支配者は、自らの財産を法人に帰属させることで、自らが当該財産に対する権利を実質的に有していることを容易に隠蔽することができることから、法人との取引は危険性があると認められる。</u></li> <li>・ <u>会社形態別にみると、株式会社は、設立手続等が厳格であり、一般的な信用が高く、株式の譲渡がしやすいという特性から、既存の株式会社を悪用される危険性がある。これに対して、持分会社は、設立手続等が総じて簡易であって維持コストも安価であるという特質から、新たに持分会社を設立するなどして悪用される危険性がある。</u></li> </ul>

### (6) 商品・サービスの危険度

預金取扱金融機関が取り扱う商品・サービスに関する危険度の評価については、令和3年版との変更点はない。

### 3. 第5次F A T F対日相互審査に向けて

2022年9月13日に公表されたF A T F対日相互審査フォローアップ報告書では、マネロン・テ

本レポートは、情報提供のみを目的とした上記時点における当研究所の意見です。施策実施等に関する最終決定は、ご自身の判断でなさるようお願いいたします。また、当研究所が信頼できると考える情報源から得た各種データ等に基づいて、この資料は作成されておりますが、その情報の正確性および完全性について当研究所が保証するものではありません。

ロ資金供与・拡散金融対策政策会議の立ち上げ等が評価され、第4次対日相互審査報告書において「PC（4段階中下位2段階目）」評価であったTC（法令等審査項目）の勧告2（国内関係当局間の協力）が、「LC（4段階中上位2段階目）」評価に格上げされた。また、「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策に関する行動計画」（2021年8月30日公表）や「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策の推進に関する基本方針」（2022年5月19日公表）等に従ってマネロン対策の一層の向上を推し進めるとともに、令和4年版NRAが公表された翌日の2022年12月2日には、第210回臨時国会において、FATF関連法案（図表2）も成立している。

（図表2）FATF勧告対応法案の概要

法律名	主な内容
国際テロリスト財産凍結法 （国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法）	・ 拡散金融への対応（居住者間取引に係る資産凍結）
外為法 （外国為替及び外国貿易法）	・ 金融機関、暗号資産交換業者等による資産凍結措置の態勢整備義務 ・ ステーブルコイン取引への対応（資産凍結）
組織的犯罪処罰法 （組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律）	・ マネロン罪の法定刑引上げ ・ 犯罪収益等として没収可能な財産の範囲の改正
麻薬特例法 （国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律）	・ マネロン罪の法定刑引上げ
テロ資金提供処罰法 （公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金等の提供等の処罰に関する法律）	・ テロ資金等提供罪の強化
犯罪収益移転防止法 （犯罪による収益の移転防止に関する法律）	・ 暗号資産等に係るトラベルルール ・ 法律・会計等専門家の確認義務等に係る規定整備

（備考）内閣官房ホームページ（第210回臨時国会）を基に信金中央金庫 地域・中小企業研究所作成

なお、高橋・池田（2022）によると、第5次FATF対日相互審査は、最短で2026年中に、遅くとも2032年までには実施される見込みであり、金融機関には、中長期的にも態勢を整備・高度化していくことが求められよう。

以上

＜参考文献＞

- ・ 高橋良輔、池田佳隆（2022年12月）「金融庁ガイドラインが求めるマネロン・テロ資金供与、拡散金融対策 ～2024年3月までの態勢整備に向けた実務的対応～」
- ・ 国家公安委員会（2022年12月、2021年12月）「犯罪収益移転危険度調査書」
- ・ 経済法令研究会（2021年）『[第3版]金融機関行職員のためのマネー・ローンダリング対策Q&A』
- ・ （一社）金融財政事情研究会（2018年）『マネロン・テロ資金供与対策 キーワード100』

以上